
「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第16号)の一部改正について

日証協 平16.6.1

本協会では、6月1日の理事会において、「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第16号)の一部を改正した。

今般の規則改正は、本年5月31日に「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布され、本年6月1日から、証券仲介業者が海外発行証券の少人数向け勧誘を行う場合の取扱いに関し、従来の「転売制限等告知書」の交付による勧誘方法に加え、一定の要件を満たす場合には、「証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書」(外国証券内容説明書)を交付する方法により勧誘を行うことが可能とされたことを受けたものである。

なお、本規則改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表は、それぞれ以下のとおりであり、平成16年6月1日から施行した。

「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第16号)の一部改正について

平成16年6月1日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

今般、「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布され、本日(6月1日)から、証券仲介業者が海外発行証券の少人数向け勧誘を行う場合の取扱いに関し、従来の「転売制限等告知書」の交付による勧誘方法に加え、一定の要件を満たす場合には、「証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書」(以下「外国証券内容説明書」という。)を交付する方法により勧誘を行うことが可能とされたところである。

これを受け、「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第16号)について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- (1) 証券仲介業者が、特定外国証券(所属協会員が外国証券内容説明書を交付することにより勧誘を行うことのできる外国証券)について、条件付勧誘による売付けの例外的取扱いを行う場合の要件を定める規定を新設(第10条第3号)
- (2) 証券仲介業者における、外国証券内容説明書の取扱いを定める規定を新設
(第10条第4号、第32条)

3. 実施の時期

本改正は、平成16年6月1日から施行する。

以 上

「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第 16 号）の一部改正について

平成 16 年 6 月 1 日

（下線部分変更）

新	旧
（外国証券取引の取扱い） 第 10 条 （ 現行どおり ） 3 例外的取扱い イ 証券仲介業者が、顧客（証券法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、外国証券（所属協会員が外国証券内容説明書を交付することにより勧誘を行うことのできるものに限る。以下「特定外国証券」という。）の勧誘を行い、当該勧誘が売出しに該当しない場合において、当該顧客に対し当該勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（外国証券の取引に関する規則第 8 条第 1 項に基づき所属協会員が作成したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。）を交付するとともに、所属協会員が、当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しないこと。 ロ イに規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、所属協会員を通じて、取引に係る取引報告書又は取引残高報告書（取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。）とともに交付することができるものとする。 ハ 証券仲介業者が、特定外国証券を証券法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機	（外国証券取引の取扱い） 第 10 条 協会員は、外国証券の取扱いに関し、証券仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。 1 対象証券 （ 省 略 ） 2 条件付勧誘により売り付ける場合の取扱い 証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この条及び次条において「勧誘」という。）を行い、当該勧誘が売出しに該当しない場合であって、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、外国証券規則第 7 条第 1 項に規定する転売制限等告知書を交付すること。 イ 我が国の証券法による開示が行われている外国証券である場合 ロ 所属協会員における売付けの総額が 1 億円未満の場合 （ 新 設 ）

新	旧
<u>関投資家（協会員を除く。）を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該機関投資家の買付けに係る証券について所属協会員が保管の委託を受けるときには、当該機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しないこと。</u> <u>二 証券仲介業者が、特定外国証券を協会員を相手方として勧誘する場合は、当該協会員に対し転売制限等告知書の交付及び外国証券内容説明書を交付することを要しないこと。</u> <u>4 外国証券内容説明書の取扱い</u> <u>証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の勧誘を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、外国証券の取引に関する規則第9条第2項各号に定めるところに準じて取り扱うこと。</u> <u>5 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い</u> 証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の勧誘を行わずに、顧客の外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、<u>第2号イ又はロに掲げる場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行うこと。</u> （電磁的方法による書面の交付等） 第32条 <u>次に掲げる書面については、当該書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）の定めに基づいて、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</u> <u>1 第10条第2号に規定する転売制限等告知書</u> <u>2 第10条第3号イに規定する外国証券内容説明書</u> 付 則 この改正は、平成16年6月1日から施行する。	（ 新 設 ） <u>3 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い</u> 証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の勧誘を行わずに、顧客の外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、<u>前号イ又はロに掲げる場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行うこと。</u> （電磁的方法による書面の交付等） 第32条 <u>第10条第2号に規定する転売制限等告知書については、当該書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）の定めに基づいて、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</u> （ 新 設 ）



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(府 令)

○開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(内閣府五三)

○人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同五四)

(省 令)

○消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関を登録する省令(総務九〇)

○消防法施行規則第一条の四第八項に規定する登録講習機関を登録する省令(同九一)

○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(同九二)

○消防法施行規則の一部を改正する省令(同九三)

○日本消防検定協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同九四)

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境一六)

(告 示)

○社債等登録機関を指定する件(金融庁・法務二)

○防火管理に関する講習を行う機関を指定する件を廃止する件(総務四四六)

○指定確認機関の指定の基準等を定める件等を廃止する件(消防庁六)

○総合操作盤の基準を定める件(同七)

○総合操作盤の設置方法を定める件(同八)

○消防法施行規則の規定に基づき、消防設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(同九)

○消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(同一〇)

○消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件等の一部を改正する件(同一一)

○パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(同一二)

○パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(同一三)

○消防法施行令第三十六條の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件(同三四)

○消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件(同四五)

○消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件(同四六)

○消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(同四七)

○消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(同四八)

○防火性能に係る耐洗たく性能の基準を定める件等の一部を改正する件(同四九)

(官庁報告)

国家試験

第四十六回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者(文部科学省・経済産業省) 第四十六回原子炉主任技術者試験口答試験の施行(同)

平成十六年度専門技術員資格試験(公告)(農林水産省) 計量士国家試験合格者(経済産業省)

(公 告)

諸事項

官庁 特恵関税、基本測量関係事項関係

裁判所 除権判決、破産、免責、再生関係

特殊法人等 日本放送協会平成十五年度財務諸表、弁理士登録、特定計量器型式承認、社会保険労務士名簿登録・登録抹消、独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第二百一一条に基づき環境計量講習、厚生労働省第二共済組合定款の変更関係

地方公共団体 行旅死亡人関係

会社その他 会社決算公告

会社決算公告

府

令

○内閣府令第五十三号

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)及び証券取引法施行令(昭和四十年政令第三四十一号)の規定に基づき、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十六年五月三十一日

内閣府令 小泉純一郎

開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部改正)

第一条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「任意電子開示手続」を「電子開示手続又は任意電子開示手続」に改め、同条中「昭和四十年政令第三四十一号」を削り、「任意電子開示手続(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)以下「法」という。)」を「電子開示手続(証券取引法(以下「法」という。))第二十七

条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。又は任意電子開示手続(法)に改め、「若しくは、当該」及び「方式で」の下に「電子開示手続又は」を加える。

第二条の見出し中「任意電子開示手続」を「電子開示手続又は任意電子開示手続」に改め、同条第一項中「当該」の下に「電子開示手続又は」を加え、同条第四項中「場合には」の下に「電子開示手続又は」を加え、同条第五項中「次項並びに第六条及び第七条において」を「以下」に「又は」個人」を「又は非居住者」に「である場合に限り」を「をいふ、個人である場合に限り」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第一項の規定により提出した電子開示システム登録届出書の記載事項に変更があった場合(前項の規定により添付しなければならない書類に変更があった場合を含む)には、当該変更内容が記載した書面を財務局長等に提出しなければならない。

第三条の見出し中「による提出」を「の提出による電子開示手続又は任意電子開示手続」に改め、同条中「以下同じ」による提出」を「次条において同じ」の提出による電子開示手続又は任意電子開示手続を行つた」に改め、「当該」の下に「電子開示手続又は」を加える。

第四条の見出し中「任意電子開示手続」を「電子開示手続又は任意電子開示手続」に改め、同条中「開示用電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により」を「磁気ディスクの提出による電子開示手続又は」に改め、「若しくは、前項を」を「若しくは、前項」の「をいふ」を「をいふ」に改め、電子開示手続又は」を加える。

第六条を削る。

第六条の見出し中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第二項」に改め、同条中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第二項」に改め、「は」を「は」に改め、「電子開示手続又は」を加え、同条を第七条とする。

第五條の次に次の一條を加える。

(電子開示手続の適用除外に係る承認手続)

第六條 法第二十七條の三十の五第一項の承認を受けようとする場合には、第三項の様式により作成した書面を当該電子開示手続を文書をもつて行う場合と提出するものとを併せて財務局長等に提出しなければならない。

第一号様式中「電子開示システムにより」の次に「電子開示手続又は」を加え、同様式記載中の注(一)中「(外国債等の発行者を含む。)」及び「(個人である場合に限り。)」を「(法人である場合には代表者署名)」及び「(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」と「(電子開示システム登録届出書)」及び「(電子開示システム登録届出書)」に改め、同様式記載中の「提出者番号」の次に「をいふ。」を加える。

第二号様式中「提出により」を「提出による電子開示手続又は」に改め、同様式記載中の注(二)中「(外国債等の発行者を含む。)」及び「(個人である場合に限り。)」を「(法人である場合には代表者署名)」及び「(代理人が法人である場合に、その代表者の署名)」と「(電子開示システム登録届出書)」及び「(電子開示システム登録届出書)」に改め、同様式記載中の「提出者番号」の次に「をいふ。」を加える。

【第三号様式】

財務(支)局長 殿

電子開示手続適用除外承認申請書

申請日：平成 年 月 日

電子開示システムによる電子開示手続の適用除外としていただきたいので、申請いたします。

1. 届出整理番号(2)

2. 金融庁登録番号(3)

3. 申請者の名称又は氏名(4)

4. 代表者の役職氏名(5)

5. 本店所在地又は住所(6)

6. 電話番号(7)

7. 事務連絡者の役職氏名(8)

8. 連絡場所(9)

9. 連絡先電話番号(10)

10. 連絡先 F A X 番号(11)

11. 適用除外とする書類の名称

12. 適用除外とする理由(12)

(記載上の注意)

(1) 申請者が外国法人又は非居住者である場合には、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先 F A X 番号」までは、代理人の事務連絡者(当該適用除外承認申請に係る担当者)について記載すること。

(2) 届出整理番号
金融庁より付与された電子開示システム(法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。)に係る届出整理番号を記載すること。

(3) 金融庁登録番号
金融庁登録番号(金融庁より付与された届出番号をいう。)がある場合に記載すること。

(4) 申請者の名称又は氏名
第一号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。

(5) 代表者の役職氏名
第一号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6) 本店所在地又は住所
第一号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。

(7) 電話番号
第一号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。

(8) 事務連絡者の役職氏名
第一号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。

(9) 連絡場所
第一号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。

(10) 連絡先電話番号
第一号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(11) 連絡先 F A X 番号
第一号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。

(12) 適用除外とする理由
電子計算機の故障等法第27条の30の5第1項各号の具体的な理由を記載するとともに、提出者側の事由により適用除外の承認申請を行う場合には、電子開示システムを使用することが著しく困難であることを説明するに足りる資料を添付すること。

a 会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。
b 法第77条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印（aの場合にあつては、発起人全員の印）を押印すること。

- [illegible]

令第九十五号)の趣意次のように改正する。

第三頁第七行中「届出者の名称」を「届出者の氏名又は名称」を
「代理人の氏名又は名称」(1—3)と改め、同条第四号上の注(三)の次に次のように加へる。

(1—2) 届出者の名称

法第27条の3の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、「届出者の名称」の下に代表者の役職氏名を記載し、併せて代表者印を押印すること(届出者が非居住者である場合には、その代表者が署名すること。)

(1-3) 代理人の氏名又は名称
非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(1-3)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。）
第三号「回送記録簿」の法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」(1-2)及び「証書に供する場所」(1)と「証書に供する場所」(1-1)の二つを併記する。

(1) 届出者の名称
法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、「届出者の名称」の下に代表者の役職氏名を記載し、併せて代表者印を押印すること（届出者が非居住者である場合には、その代表者が署名すること。）
(1-2) 代理人の氏名又は名称
非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(1-2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。）

第四号「報告者の名称」及び「報告者の氏名又は名称」(1-2)及び「代理人の氏名又は名称」(1-3)と併記する。
(1-2) 報告者の名称
法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を提出する場合には、「報告者の名称」の下に代表者の役職氏名を記載し、併せて代表者印を押印すること（報告者が非居住者である場合には、その代表者が署名すること。）
(1-3) 代理人の氏名又は名称
非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(1-3)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。）

(証券会社に関する内閣府令の一部改正)
第八条 証券会社に関する内閣府令（平成十年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
第五十九条第二項中「第六十五条の二第五項」の下に「及び第六十六条の二十三」を加える。
(外国証券業者に関する内閣府令の一部改正)
第九条 外国証券業者に関する内閣府令（平成十年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
第四十六条第七項中「第六十五条の二第五項」の下に「及び第六十六条の二十三」を加える。
第十条 企業内容等の開示に関する内閣府令等（平成十四年内閣府令第四十六号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項中「については」の下に「平成十六年七月三十一日までの間において」を加える。

(内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)
第十一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十四号）第二条第七項」を削る。

第五条第三項中「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十四号）第二条第七項」を削る。
別表中第六十号を削り、第五十九号を第六十号とし、第二十五号から第五十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 公認会計士等に関する利害関係に関する内閣府令（昭和四十九年大蔵省令第五十八号）別表中第六十三号を削り、第六十四号を第六十三号とし、別表に次の四号を加える。

六十四 証券仲介業者に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第一号）
六十五 外国証券取引所に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第二号）
六十六 日本公認会計士協会に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十五号）
六十七 公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号）

附 則
(施行期日)
第一条 この府令は、平成十六年六月一日から施行する。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令の廃止)
第二条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十四号）は、廃止する。

第三条 第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則別記は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

内閣府令第五十四号
人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十六年五月三十一日
人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）第六条において「大学臨時措置法」という。」第八号を削る。

第六条第一号中「第二十一号、第二十三号及び第二十四号」を「第十九号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同条中第二十二号を削り、第十三号を第二十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、同条第十九号中「及び大学臨時措置法第八号第二号」を削り、同条を同条第十七号とし、同条第二十号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十六号中「(大学臨時措置法第八号第三号の規定により支給することとされる寒冷地手当を含む)」を削り、同条を同条第二十四号とし、同条第二十七号から第二十九号までを削る。

別記様式第二及び様式第六を次のように改める。

内閣府令第五十四号
人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十六年五月三十一日
人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）第六条において「大学臨時措置法」という。」第八号を削る。

第六条第一号中「第二十一号、第二十三号及び第二十四号」を「第十九号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同条中第二十二号を削り、第十三号を第二十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、同条第十九号中「及び大学臨時措置法第八号第二号」を削り、同条を同条第十七号とし、同条第二十号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十六号中「(大学臨時措置法第八号第三号の規定により支給することとされる寒冷地手当を含む)」を削り、同条を同条第二十四号とし、同条第二十七号から第二十九号までを削る。

別記様式第二及び様式第六を次のように改める。

内閣府令第五十四号
人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十六年五月三十一日
人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）第六条において「大学臨時措置法」という。」第八号を削る。

第六条第一号中「第二十一号、第二十三号及び第二十四号」を「第十九号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同条中第二十二号を削り、第十三号を第二十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、同条第十九号中「及び大学臨時措置法第八号第二号」を削り、同条を同条第十七号とし、同条第二十号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十六号中「(大学臨時措置法第八号第三号の規定により支給することとされる寒冷地手当を含む)」を削り、同条を同条第二十四号とし、同条第二十七号から第二十九号までを削る。

別記様式第二及び様式第六を次のように改める。